

**富合町
教育特区**

小中一貫教育
モデル的事業として存続

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い
(その2)

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

■小中一貫教育（教育特区）



英語指導助手とゲームで楽しい交流（富合小）

富合町独自の事業で、特色ある教育がなされているモデル的事業であり、合併後も新市（富合地域）の事業として継続します。

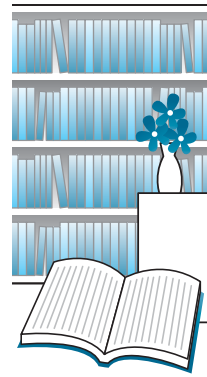
■通学区区域（高等学校）



熊本市立の高等学校については、富合地域においても通学区区域内とします。
※県立高等学校の通学区区域については、県教育委員会の取り扱いです。

■地域公民館への補助金
合併時に熊本市の制度に統合します。
運営費や建設費、営繕費、借家料を基準に基づき補助しています

■学校図書館充実事業



合併時に熊本市の制度に統合します。

- 司書業務補助員 全小中学校に配置
- 図書整備 全体的な計画の実施
- 図書流通 学校図書館の蔵書情報の一元管理
- 図書館資源ネットワーク 学校間や市立図書館をネットワークで結び、図書の物流システムを構築し、児童生徒の読書や授業を支援

■育英奨学金（育英事業）

合併時に熊本市の制度に統合します。
ただし、合併前の貸付継続者・返還者はそれぞれ貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用します。



●貸付額（月額）

高等学校（国公立）	18,000円
高等学校（私立）	30,000円
大学等（国公立）	42,000円
大学等（私立）	51,000円

■青少年育成会議

合併時に富合町青少年育成町民会議は、熊本市青少年健全育成連絡協議会に統合します。

■青少年健全育成事業

合併時に熊本市の制度に統合します。
富合町の補導部会が行っている街頭補導については、熊本市青少年指導員委嘱形態へ。また、防犯部会活動は、熊本市防犯協会の制度等に統合します。子ども会スポーツ大会は、子ども会予算で実施するか、中学生を含めた大会に変更し、中学生地域交流推進事業として実施します。

■冒険遊び場（プレイパーク）支援事業

地域が主体となり開設する「地域プレイパーク」に遊び材料・工作道具やプレイヤー・養成・派遣などの支援を行っています。



花園プレイパークで遊ぶ子どもたち

■中学生地域交流推進事業

中学生と地域住民とのふれあい活動を通し、中学生に地域社会の一員としての誇りや地域への親しみを育むため、中学校区を単位とした地域活動を支援しています。

▼協議第41号 選挙管理事務の取扱い

富合地区の投票区（現在8投票区）の区割りについては、合併時までに有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討します。ただし、農業委員会の選挙管理事務の取扱いについては、別途協議を行います。

**富合町
防犯灯**

設置費 4割補助 ↓ 5割補助へ
維持管理費へも補助

▼協議第42号 その他の事業の取扱い
(その2)

合併時に熊本市の制度に統合します。



■防犯協会

富合町防犯協会は、熊本市の校区防犯協会の取り扱いとなります。
※富合町の警察署管轄区域（宇城警察署）が現状のままであった場合は、関係機関と検討を行います。

熊本市の校区防犯協会は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止など多岐にわたる活動を行っています。

■防犯灯設置補助金

防犯灯の設置については、地区防犯協会から町内自治会等へ補助金を交付しています。

また、防犯灯の維持管理については、市から町内自治会へ補助しています。